

令和 8 年 6 月行田市議会定例会 条例案新旧対照表

番 号	件 名	ページ
議案第 6 1 号	行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	1

行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(葬祭補償) 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>330,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	(葬祭補償) 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>315,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。